2013

原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、避難指示解除準備区域(楢葉町)所在の自身が経営する会社の工場に継続的に出入りし、自宅と当該工場近くの社員寮とを行き来しながら生活していた申立人について、生活の本拠が一定程度当該社員寮にあったと認定し、一時金として85万円の精神的損害の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解すること とし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

· 精神的損害(一時金)

850,000円

総額

850,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として85 0,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(若しくは記名)・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年10月17日

(仲介委員 山田 攝子)